

# 保険金受取人の法的地位に関する一考察 (2)

——保険金受取人とそれをめぐる利害調整法理——

桜 沢 隆 哉

## 目 次

はじめに

第1章 わが国における議論の状況とその問題点

第1節 問題の所在

第2節 分析の視点

第3節 保険金受取人の保険金請求権取得の固有権性

第4節 従来の判例・学説の議論

第5節 本稿における検討の方法・順序

第2章 フランス法

第1節 フランスにおける第三者のためにする契約

第2節 保険金受取人の指定と撤回

第3節 保険金受取人と相続人との関係

第4節 保険金受取人と保険契約者の債権者との関係(以上、京女法学第7号)

第5節 フランス法のまとめ

第1款 フランス法の総括

第2款 具体的な利害調整について

第3章 アメリカ法

第1節 アメリカにおける第三者のためにする契約

第1款 はじめに

第2款 アメリカにおける生命保険制度の発達

第3款 アメリカ法と第三者のためにする契約

## 第2節 アメリカにおける保険金受取人の指定・変更

### 第1款 保険金受取人の指定

### 第2款 保険金受取人の変更

### 第3款 保険契約上の権利に対する処分権（以上、本号）

## 第4章 ドイツ法

## 第5章 わが国の解釈論

おわりに

## 第2章 フランス法

### 第5節 フランス法のまとめ

#### 第1款 フランス法の総括

フランス法は、ローマ法に起源を有しており、契約の相対効を前提としている。そのため、現行のフランス民法典もそれをうけて契約の相対効を原則としているが（フランス民法典 1119 条）、二つの例外（同 1121 条・1165 条）についてのみ、第三者のためにする契約を認めている。もっとも、生命保険契約との関係でいえば、19 世紀中ごろまで契約の相対効に基づき第三者のためにする契約が原則として禁止されることがあまり問題となることはなかった。しかし、1860 年代以降に生命保険契約が本格的に普及するに伴って、第三者のためにする契約を利用して自らの死後の遺族の生活保障の仕組みとして利用するために、このような契約形態を制度として容認していく必要が生じた。このような状況の下で、フランス民法典は制度として第三者のためにする契約を容認したものの、判例の立場は一貫していなかった。その後、19 世紀後半から相次いで出された一連の破毀院判決によって理論が確立されていくことになる。すなわち、①保険金受取人が指定されていない場合（または保険金受取人の指定として認められない場合を含む）には、保険金請求権は要約者（保険契約者）の相続財産に帰属するということ、②保険金受取

人が指定された場合には、当該受取人は保険金請求権を保険契約者の相続財産に一度帰属したものを承継的に取得するのではなく、原始的に取得するという、および②の結果、③指定保険金受取人は、諾約者（保険者）に対する直接かつ固有の権利を取得するという、である。

他方、フランス法は、第三者のためにする生命保険契約における保険金受取人の地位とそれを取り巻く利害関係人との利害調整について特有の規律を設けている。すなわち、フランスでは、1930年に制定されたフランス保険契約法典（以下「1930年法」という）は、それ以前の30年余りにわたる検討の成果として成立したもっとも近代的な立法であるといわれており、諸外国に類を見ない独自の立法がなされている。もっとも、このような独自の立法は、1930年法の制定によって突然もたらされたものではなく、その大部分が上に述べた19世紀末の判例理論の蓄積によって明らかにされた理論を再確認し、立法化したものである。もっとも、1930年法が成立する以前には、保険契約に関する制定法が存在していなかったため、判例および学説は、第三者のためにする生命保険契約について、第三者のためにする契約（契約法一般）を定める民法典の解釈によって理論を確立してきた。したがって、フランスの生命保険契約は、契約法に関する民法の理論と生命保険契約に特有の政策的配慮を伴う理論とが相当程度重なりあうという特徴を有しているということがあげられる。

## 第2款 具体的な利害調整について

### 1 保険事故発生前

保険契約者による保険金受取人の指定がなされ、それに対して保険金受取人が承諾の意思表示をした後は、保険契約者は保険金受取人の指定撤回権を含む保険契約上の処分権限を失うのに対して、保険金受取人の固有かつ直接の権利が確定することとなる。もっとも、契約法と政策的配慮を有する生命保険契約法との理論が未分離であるフランスにおいては、一般法上の撤回原

因（忘恩行為（民法典 955 条）、事後出生（同 960 条）、負担の不履行（同 953 条）。なお、夫婦間の贈与はいつでも撤回をすることができる（民法典 1096 条））がある場合には、保険金受取人の承諾があってもなお権利は確定されないこととなる。

以上のようにして、保険契約者によって指定された保険金受取人が承諾の意思表示をした場合には、一般法上の贈与の撤回原因に抵触しない限り、保険金受取人が権利を確定的に取得することになるため、保険契約者の債権者は、原則としてこれを自らの債権回収の引当とすることはできないということになる。それに対して、保険契約者が保険金受取人を指定し、それをうけた保険金受取人がいまだ承諾をしていない場合においても、保険契約者が保険契約上の処分権限を有しているが、そのような場合であっても、保険契約者の債権者は、保険契約者自らが保険金受取人の指定撤回権を行使するか、あるいは買戻権を行使するといった例外的な場合を除き、自らの権利を主張することができないと解されている。これは、保険金受取人の指定権および買戻権のいずれも保険契約者の一身専属権であるということとその理由としている。したがって、保険事故の発生前であっても保険金受取人による承諾の意思表示の前後を問わず、保険契約者の債権者はほとんど何らの権利を主張することはできないこととなる。

## 2 保険事故発生後

### (1) 保険金受取人と相続人との関係

保険事故の発生によって具体化された保険金請求権を取得した保険金受取人（かつ共同相続人の一人でもある者）は、保険契約者の相続人との利害対立にさらされることとなる。この場合、保険金受取人以外の共同相続人の請求としては、①法定免除などの事由に該当しない限り、その者が相続人（共同相続人）の一人である場合には、民法典 843 条に規定された衡平性を理由とした持戻しの規律に従って、それが贈与の対象になること、および②約定

保険金額については相続財産への持戻しを免除される場合または相続財産を構成しないとしても、遺留分権者たる相続人は、保険金は自由処分可能財産の対象（民法典 920 条）となり、それが遺留分を侵害する場合には、減殺の対象となるべきということが考えられた。しかし、当初の破毀院の判決（Civ. 29 juin 1896, D.P., 1897,1,73,S.1896,1,361.）は、保険契約者の財産の一部を構成しない保険金請求権は相続財産を構成しないということを根拠に、遺留分減殺および持戻しに関する規定の適用を排除するとしており、その後この判決の論理が保険契約者の支払う保険料へと拡張されて行くこととなった。もっとも、保険料に関しては、相続法の規定の適用を排除しておらず、裁判例（Civ.,4 août 1908, D.P.,1909,1,185,S.1909,1,5;Civ.,2août1909,D.P.,1910,1,328,S.1910,1,541;Req.,30mai1911,D.P.,1912,1,172,S.1911,1,560.）では、保険契約者によって支払われた保険料は、「事情によっては」保険金受取人のためになされた無償譲与として、持戻しおよび減殺の対象となり得るとされる判断が示されるに至っている。以上の判例法理が、1930 年法の制定によって、同法 68 条へと採り入れられ、保険法典 L.132-13 条へとそのまま引き継がれている。この保険法典の規定は、保険金受取人が受領する保険金には、持戻し・遺留分減殺の適用が排除されることを明らかにしているが、その一方で、保険契約者が支払った保険料については、それが保険契約者の資力に比して明らかに過大であった場合に限り、持戻し・遺留分減殺の適用があるということを述べている。

1930 年法の制定後においても、保険金に関する利害調整の状況は同じである。すなわち、破毀院判決の確立した理論を基にして、保険金請求権は相続財産の一部を構成せず（保険法典 L.132-12 条）、したがって持戻しおよび遺留分侵害による減殺の規定は適用されないとする（保険法典 L.132-13 条 1 項）。他方、保険料についても保険金の場合と同様の考え方に立って、保険料についても、原則として、持戻しに関する規定も遺留分減殺に関する規定も適用がないこととなるが、保険料が保険契約者の「資力に比して明らかに

過大である場合」には、それが無償譲与または詐害行為による出捐として評価されうるであろうことから、保険料として支払われた額に、持戻しおよび遺留分侵害による減殺の規定が適用されることとなる（保険法典 L.132-13 条 2 項）。

## (2) 保険金受取人と保険契約者の債権者との関係

弁済資力のない債務者（保険契約者）が、第三者のためにする生命保険契約を締結した場合、それが保険契約者の債権者の利益を侵害し得ることとなり、ここに保険契約者の債権者と保険金受取人との間に利害対立が生ずる。この点にかかる利害調整については、債権者代位権による方法と詐害行為取消権による方法の二つの手段が考えられていた。

前者の方法は、保険事故発生前に保険契約者の債権者が債権者代位権により、保険契約者の権利を行使し、それによって自己の債権の満足を得ることである。しかし、保険契約者により指定がなされ、保険金受取人による承諾がなされた後には、すでに保険金受取人の権利取得は確定しており、保険契約者はもはやこの指定を撤回することはできず、また保険金受取人による承諾前であっても保険金受取人の指定権は、そもそも保険契約者の一身専属権であることから、債権者が債権者代位権を行使することができないと解されている。また、保険契約の買戻権についても同様の論理である。

それに対して、後者の方法は、保険契約者の債権者が、第三者の受益（保険金請求権の取得）について、詐害行為であることを理由として返還請求をすることができるかが問題となる。このようなケースは、①当初から指定のあった場合と、②保険契約者が無資力となった後に指定を行った場合とに分けるとともに、これに加えて 1930 年法の前後に分けて考察をすすめる。

第一に、1930 年法の制定以前に状況に関して述べる。保険金に関して、当初から保険金受取人の指定がある場合には、保険金請求権の取得は、保険金受取人の承諾の意思表示によって確定的なものとなり、保険金受取人が固

有にかつ直接に取得することになるのであるから、保険契約者の財産に一度も帰属しておらず、保険契約者から保険金受取人への権利の移転があったものとは認められないことから、債権者は、保険金受取人による保険金請求権の取得について、それを詐害行為であることを理由として返還請求をすることはできないと解されていた。次に、保険契約者が無資力となった後の保険金受取人の指定については、その方法として、加証書による方法、債権譲渡による方法、保険証券の裏書による方法とがあるが、そのいずれの方法においても、そのような指定が詐害行為に該当することを理由として、取り消すことはできないと解されていた（なお、遺言による方法によると、破毀院判決では保険金請求権は相続財産に帰属するとするものがある）。それに対して、保険料の支払は、保険者に対する保険契約者の保険契約に基づく義務の履行であり、そこには保険契約者から保険金受取人への無償の出捐行為が認められるため、保険契約者による保険料の支払が詐害行為となるかが問題となる。この点については、保険金受取人に保険利益の無償の付与がなされている場合には、保険金受取人が善意であるか悪意であるかにかかわらず、保険金受取人に対して保険料の返還を請求し得るものとしてきた。

第二に、1930年法制定以後の状況に関して述べる。まず、保険金に関して、保険法典 L.132-9 条 2 項が、債権者が債務者の名で保険利益の付与を撤回する権利を行使することを禁止していることから、L.132-14 条は、保険金に対する債権者の詐害行為取消権の行使を認めていない。その前提には、L.132-12 条に規定されている保険金受取人が保険者に対して直接かつ固有の権利を有するということがあり、そこから、保険金は、保険契約者の相続財産の一部を構成しないものとみなされることとなるから、結果として、債権者の債権回収の引当てにはならず、債務者（保険契約者）の支払不能の増大の問題やそれによる債権者の債権回収不能（債権侵害）の問題も生じないと解されている。それに対して、上記の保険金に関する議論に対して、保険料については、保険契約者によってその財産から支払が継続され、それゆえに債権者の

一般担保から出捐されているにもかかわらず、法は債権者が詐害行為取消権を行使することを、「保険料が明らかに過大な場合」のみに限定している。L.132-14 条は、民法典 1167 条の詐害行為取消権の規定を適用するためには、L.132-13 条 2 項に規定された場合、すなわち保険契約者の資力に比して、保険料が明らかに過大であるという場合をあげている。

### 第3章 アメリカ法

#### 第1節 アメリカにおける第三者のためにする契約

##### 第1款 はじめに

本章では、アメリカ法における保険金受取人の法的地位について考察する<sup>(1)</sup>。アメリカには、各州に立法が存在していることから、そのすべての立法を採り上げ考察することは容易ではない。ここでは、すべての州の立法を採り上げて詳細な検討をすることには立ち入ることはせず、多くの州の立法で模範となっている代表的な州の立法（たとえばニューヨーク州法など）を採りあげて考察をすることとする。

アメリカ法の特徴として、これまで社会政策的な観点から各州に差押免除法（exemption statutes）が存在し、これらに基づく保険金受取人の利益保護が強くなされてきたことがあげられる<sup>(2)</sup>。このような立法が存在するのは、

(1) 大森忠夫「アメリカにおける生命保険契約上の権利保護」生命保険文化研究所所報 7号 98頁以下（1961年）、中村敏夫「アメリカにおける保険金受取人の権利」『生命保険契約法の理論と実務』（保険毎日新聞社、1997年）165頁以下（＝初出：生命保険文化研究所所報 49号（1979年））、藤田友敬「保険金受取人の法的地位（三）—保険契約者の債権者との利害調整を中心として—」法学教会雑誌 109巻 7号 1184頁以下（1992年）、山下友信「保険契約の解約返戻金請求権と民事執行・債権者代位請求」『現代の生命・傷害保険法』（弘文堂・1999年）145頁以下（＝初出：金融法務事情 1157号 6頁（1987年））。なお、比較的最近のものとしては、栗田達聡「ニューヨーク州保険法における生命保険債権保護の序章の研究」生命保険論集 162号 215頁以下（2008年）、同「ニューヨーク州保険法における生命保険債権保護の諸相」生命保険論集 164号 101頁以下（2009年）を参照。

(2) 本稿の執筆にあたって主に参照した文献として、次のものをあげておく。Robert H.



生命保険契約（とりわけ死亡保険契約）は、自らの死後における遺族の生活保障のために締結されること多いことを考慮している<sup>(3)</sup>。確かに、保険契約者が自らの死後の遺族の生活保障を目的として保険契約を締結したということであれば、その者が受け取ることとなる利益（保険金請求権）が、他の財産と同様に、債権者の債権回収の引当てとなることを無制限に認めるべきではないだろう。しかし、他方で、保険料の支払は少なからず保険契約者の財産からの出捐を伴うものであることから、債権者の債権回収の引当てとなることから、そのすべて免除されてしまうというのも適切ではないだろう。

そこで、このような状況の下で、保険契約上の権利にかかる関係者の利害対立をいかにして調整することができるかを考察していく。

## 第2款 アメリカにおける生命保険制度の発達

現在のアメリカの生命保険契約において、保険金受取人の指定をした後であっても、保険契約上のあらゆる処分権限（保険金受取人の指定変更権のほか、解約返戻金請求権、払済保険・延長保険への転換権、契約者貸付請求権、

---

Jerry II /Douglas R. Richmond, Understanding Insurance Law, Lexis Nexis 2011 5<sup>th</sup> ed., p.316; Muriel L. Crawford, Law&Life Insurance contract, Irwin 1994 ; Robert E. Keeton/Alan I. Widiss, INSURANCE LAW, West 1988 ; Janice E. Greider/William T. Beadles, LAW AND THE LIFE INSURANCE CONTRACT, Irwin 1968; W. R. Vance, Handbook on the Law of Insurance, West 1951 3 ed.; S. Schwarzschild, Rights of creditors in life insurance policies , Irwin 1963, pp.321-325 ; H. C. Spencer, Rights of Creditors in Life Insurance in D. M. McGill (ed.), The Beneficiary in Life Insurance, Rev.ed., 1956, pp.41-108; Cohen, Creditor's Rights to Insurance Proceeds as determined Payments, 40 Col. L. Rev. 975 (1940)..

(3) 生命保険契約が保険契約者自身の老後のために締結されることもあるが、その場合には生存保険または生死混合保険の満期保険金については保険契約者自身を指定するのが一般的である。それに対して、本稿の対象としている遺族の生活保障のために生命保険契約が締結される場合には、そのような保険金を受け取るべき者—保険契約者と一定の関係にある者—を指定するのが一般的である。もっとも、後者において、保険契約者が保険金受取人を指定しないこともあり、保険契約者（兼被保険者）が死亡した場合にはその相続人が保険金請求権を受け取ることとなる。したがって、この場合の遺族とは、保険契約者と一定の関係にある指定保険金受取人と保険契約者の相続人とが含まれることとなる。

契約者配当請求権)は当然に保険契約者にあるものと解されている。しかし、このような権利が当然に保険契約者の権利として認められるようになったのは、ここ1・2世紀の間のことあり、それほど古い歴史を有しているわけではない。

ところで、アメリカにおける近代生命保険業が成立したのは19世紀中頃であるが<sup>(4)</sup>(1843年の革命)、この時期の生命保険契約においては、平準保険料方式が採用されていたが、保険期間の初期において当然に生ずる剰余金を保険契約者に還元するという発想はまったくなかった。したがって、保険料の不払いによって保険契約が失効した場合には、保険会社はその剰余金を没収することが当然であると考えられていた。その後、保険会社による没収は、恩恵的に保険契約者へと払い戻すという慣行が登場してくるようになってきたが、それでもなお十分な額が保険契約者へと払い戻されていたと言い難い状況であった<sup>(5)</sup>。そこで、保険会社による没収を不当として、その撤廃を求める運動<sup>(6)</sup>が起こった。これがいわゆるエリザー・ライトを中心とする「不可没収法」運動である<sup>(7)</sup>。

保険会社による「没収」が不当であるという運動が起こり、保険契約者に剰余金等の何らかの形で「還元」されるべきことが法的に認められたのは19世紀後半になってからのことである<sup>(8)</sup>。その後、保険契約者に対する還元される範囲が拡大し、さらにこれが保険契約の転換全般へと拡大していく

(4) 田村祐一郎『近代生命保険業の成立』(千倉書房、1979年)34頁以下、J.O.スタルソン=安井信夫監訳『アメリカにおける生命保険マーケティング発達史』(明治生命100周年記念刊行会、1981年)137頁以下、J・Bマクリン=小林惟司訳『生命保険〔第九版〕』(慶應通信、1971年)参照。

(5) 田村・前掲注(4)160頁参照。

(6) 田村・前掲注(4)157頁以下参照。

(7) 1860年代に始まった不可没収運動は、最終的に不可没収法として結実することとなる。ただ、この不可没収法が成立した後においても、この法律に抵触しない保険契約が当時は存在した。これが1870年代初頭に、Equitable社が発明したトンチン式配当付保険である。

(8) 田村・前掲注(4)176頁以下参照。

こととなる。そうすると、生命保険契約の財産的価値、すなわち保険契約者の財産あるいは資産としての認識が高まり、これら財産を保険契約者が処分できる権限を有すべきことが認められていくこととなる。そうすると、生命保険契約を保険契約者が自らの死後に遺族の生活保障のために利用するということが可能となる。その際に、一つの障害となったのが、以下にみていくように、アメリカにおいて第三者のためにする契約をどのようにして法的に容認することができるかという問題であった。

### 第3款 アメリカ法と第三者のためにする契約

#### 1 総説

ローマ法は、「契約の効力は契約当事者にしか及ばず、何人も他人のために契約をすることはできない」という原則のもとで、第三者のためにする契約を認めていない。しかし、時代が進むにつれて、そのような原則を維持することは不公正であると考えられるようになり、社会的にも第三者のためにする契約は認められるべきであるということが要請されるようになってきた<sup>(9)</sup>。

まず、ユスティニアヌス帝の時代に至り、「契約の相対効」の原則に対して、二つの例外類型が確立した。すなわち、①長男子単独相続制度の下で、被相続人が将来相続人となるであろう長男子に対して、被相続人の死後に長男子以外の被相続人の関係者に遺産を分配することを約束させる場合と、②取引の便宜のために、契約当事者以外の者に契約の効力を拡大させる場合である<sup>(10)</sup>。その後、注釈学派および注解学派は、次第にこの例外を拡大させていったが、ローマ法の原則それ自体は変更されるに至っていない<sup>(11)</sup>。そのような中で、ローマ法の原則に対して、第三者のためにする契約を認めるべきであるとい

(9) 新堂明子「第三者のためにする契約法理の現代的意義 (1) —英米法との比較を中心として」法学協会雑誌 115 卷 10 号 1480 頁以下 (1996 年)、沢木敬郎「第三者のためにする契約の法系別比較研究」比較 13 号 44 頁、56 頁 (1956 年) 参照。

(10) 沢木・前掲注 (10) 43 頁参照。

(11) 長谷川光一「契約と第三者」早稲田大学法学会誌 25 卷 193 頁以下、195-196 頁 (1974 年) 参照。

う理論を最初に提唱したのはグロティウスである。グロティウスの主張によれば、諾約者の要約者に対する約束は、第三者の承諾によって同人へと移転し、第三者の承諾の後にはその約束は撤回することができなくなり、それにより諾約者は第三者に対して、必ず契約内容を履行しなければならないこととなる<sup>(12)</sup>。以上のローマ法の原則とそれに対する例外法理である第三者のためにする契約は、ドイツ法へと引き継がれ、ドイツ法はフランス法に、フランス法はイギリス法に多大な影響を与え、さらにイギリス法はアメリカ法へと影響を与えて発展していくこととなる<sup>(13)</sup>。

## 2 アメリカにおける第三者のためにする契約法理の発展過程

アメリカ法は、19世紀後半に、イギリス法から、「約因は要約者から提出されなければならない」という準則および「契約当事者でない者は契約を強制できない」という準則を継受したとされている<sup>(14)</sup>。そのため、これらの準則を継受したアメリカ法の下では、当初は「第三者のためにする契約」を原則として否定する裁判例および学説が現れた。しかし、第三者の権利を認めるべきであるという社会的要請に基づいてそうした混乱の狭間でも第三者の権利を認めるために多くの法的工夫がなされてきた<sup>(15)</sup>。

アメリカ法において第三者のためにする契約が認められる一つの契機となった判決である、Lawrence v. Fox<sup>(16)</sup>を採り上げて検討したい。同事件の事案は次の通りである。

1854年11月、バッファローにおいて、H (Holly) は、F (Fox。被告)

(12) 新堂・前掲注 (9) 1482頁参照。

(13) 新堂・前掲注 (9) 1482頁参照。

(14) 新堂・前掲注 (9) 1533頁参照。

(15) Peter Karston, The “Discovery” of Law by English and American Jurists of the Seventeenth, Eighteenth, Nineteenth Centuries : Third-Party Beneficiary Contracts as a Test Case, 9L. & HIST. Rev. 327, 340 (1991) によれば、1859年までの事件の判決が明らかになるまでに、17州が第三者の権利を認め、7州が否定あるいは制限していたとする。

(16) Lawrence v. Fox, 20 N.Y. 268 (1859).

からの求めに応じて、同人に対し 300 ドルを貸し付けた。その際、H は、「自分は、L (Lawrence。原告) から同額の 300 ドルを借りており、彼に翌日返済することを約束している」と語っていた。そして、F は、H から金銭を受け取る時に、「自分は、L に翌日 300 ドルを支払う」と約束したという。なお、以上の H と F の一連の交渉と金銭の引渡しを、見聞きしていた者がいた。そして、その H と F との間に交わされた約束は実行されなかったことから、L は F を訴えた。正式事実審理 (trial) に付され、原告が勝訴する評決が下され、さらに原告が勝訴する判決が下された。そこで、被告は、バッファロー中間上訴審裁判所に上訴した。同裁判所大法廷判決においても、原告が勝訴した。そこで、被告は、ニューヨーク州最高上訴審裁判所に上訴した。同裁判所の判決においても、原告が勝訴した。しかし、当該判決の同裁判理由づけは、以下のとおり複雑なものであった。

本判決では、被告側から四つの異議が申し立てられているが、それに対して、Gray 判事 (多数意見) はそれらを順に退けていくという形ですすめられていった。

第一に、被告側は、H と F のやり取りを見聞きしていた者の証言は、単なる伝聞証拠なので、証拠能力がないとの異議を申し出た。この異議の内容は、以下の通りである。本件訴訟を維持するためには、原告側は「H が原告に対して債務 (debt) を負っていること」を立証しなければならない。しかし、H 自身が「自分は原告に対して債務を負っている」、すなわち第三者たる L (債権者) と要約者たる H との間に契約の当事者関係があることがと語っているのを見聞きしていた者の証言のみでは、その証言は単なる伝聞証拠にすぎないので、原告側は、そのことを立証したことにはならないと被告は述べる。以上の異議に対して、Gray 判事は、次のように判示した。すなわち訴訟を維持するためには、原告側は、「H と原告の間に『債務者と債権者の関係 (relation between them of debtor and creditor)』が存在していること」を立証しなければならないところ、それは、証拠能力をもつ証拠によって、

立証されなければならない。そして、その立証のためには、HとFのやり取りを見聞きしていた者の証言は、明らかに証拠能力をもつとする<sup>(17)</sup>。

第二に、被告側は、本件約束には、原告から約因が提供されていないので、無効であると主張した。これに対して、Gray判事は、先例となっているFarley v. Cleaveland事件<sup>(18)</sup>を挙げている、それにしたいが、Gray判事は、CがMから干草を買うことによって負った債務と、FがHから借金をすることによって負った債務との類似性を指摘している。そして、その債務こそが受益者に支払われるべきであるとした。すなわちFがHから金銭を借りることにより負った債務により、そこに債権債務関係を認めたのである。したがって、被告側の約因欠缺の異議は成立しないとした<sup>(19)</sup>。

以上のようなHとFとの間に契約関係が存在することを前提として、第三者にその利益を及ぼすことについて、被告側は次のように異議を述べる。すなわち、第三に、原告と被告との間にはそもそも「直接の契約関係」がないと抗弁した。確かにこれはHとFとの間にそのような債権債務関係は認められないとしても、第三者たるLとFとの間にはそもそも契約関係がないため、その第三者に金銭を返済する必要がないことになるこれに対して、Gray判事は、この点につき「1806年に、〔ニューヨーク〕州上訴審裁判所により確立されたイングランド法とみなされているものに基づいて、以下のことが宣言された、『ある人がもう一方の人と第三者の利益のために約束を結んだ場合、当該第三者は約束に基づいて訴権を維持する。』」と判示して、

(17) Id.269.

(18) Farley v. Cleaveland, 4 Cow. 432 (N.Y. 1825)。同事件は、次のような事案であった。M (Moon) は、F (Farley) に対して干草一定量の債務を負っていたが、同量をクリーヴランドに売った。C (Cleaveland) は、MとFに対して、「Mが干草を売ってくれた見返りとして、MのFに対する干草一定量の債務を弁済する」と約束した。しかし、その約束は履行されなかった。そこで、FはCを訴えた。その結果、MからCに移転された干草は、「MのFに対する干草一定量の債務を弁済する」とのCの約束にとって、有効な約因であるという理由で、Fが勝訴した。この判決の論理は、MとFとの間に有効な債権者・債務者の関係が存在することが認められるというものである。

(19) Lawrence v. Fox, 20 N.Y. 270 (1859).

被告側の抗弁を退けた<sup>(20)</sup>。

第四に、被告側は、「被告は、原告の利益のためにHの財産を保持する受託者 (a trustee of the property of Holly for the benefit of the plaintiff) ではない」と主張した。この主張の意味するところは、信託は、真正なものであれあるいは擬制的なものであれ、設定されていないということにある。それに対して、Gray 判事は、以下のように判示した。「本件においては、被告は、H に対し、H から提供された十分な約因に基づいて、H の原告に対する債務を支払うと約束した。受領された約因と H に対する約束によって、あたかも金銭がその目的のために被告に渡されたかのように、被告の原告に対する支払義務が明らかになる。また同じく、受領された約因と H に対する約束によって、あたかも被告が現金に変換されるべき財産の受託者とされ、その現金でもって原告に支払をしなければならないかのように、被告の原告に対する支払約束が黙示的に包含される。」とした。

その上で「『約束が第三者のためになされたとき、その第三者は約束の不履行に対して訴訟を提起することができる。』という原則は…〔中略〕…、信託の裁判例において適用されてきているが、それは、その原則が信託の裁判例にのみ排他的に適用されるからではなく、その原則が法の基本原理 (principle of law) であるからであり、それがゆえに、信託の裁判例にも適用されうるのである。」と判示している<sup>(21)</sup>。

最後に、Gray 判事は、次のように判示した。すなわち「たとえ他の地域においては、いかにさまざまな意見があろうとも、〔ニューヨーク〕州における判決は被告に責任を課すというものであり、それは早い時期から経験によって認められてきたものであった。したがって、より厳格で技術的に正確な準則の適用がなされたとしたら、違った結果になっただろうし、(それは私の賛成するところでは決してないが)、そのような〔より厳格で技術的に

(20) Id.270.

(21) Id.274.

正確な準則の適用の〕努力は、明白な正義（manifest justice）に反してまでなされるべきでない。」とする<sup>22</sup>。

上記判決は、いわゆる「債権者受益者」たる第三者に諾約者に対する権利を認めるものである。この判決によって債権者受益者に権利を認めたものの、ニューヨーク州はその後、第三者の権利を認める要件をさらに厳格化し、「受贈受益者」に対する救済は否定されることとなる。それにより、ニューヨーク州の裁判所では、第三者と要約者との間に債権者と債務者の関係が存在するか、もしくは要約者が第三者に対してコモンロー上またはエクイティ上の債務を負っているという場合にのみ、第三者に訴権が与えられるという判例法理が確立した（いわば第三者が要約者に対する債権者である場合）。したがって、この枠組みの中では、要約者に対して債権を有していない「受贈受益者」は救済されないこととなってしまった。

しかし、ニューヨーク州の裁判所は、上記の要件のうち「コモンロー上またはエクイティ上の債務」の内容を緩和して解釈することにより、次第に「受

<sup>22</sup> Id.275. なお、本件については、Johnson 首席判事および Denio 判事より補足意見、そして Comstock 判事より反対意見が出されている。Johnson 首席判事と Denio 判事の補足意見は、「被告のなした約束は、原告の代理人である H を通じて、本人（原告）になされたのみならず、本人（原告）は代理人 H の行動を、それを知った時点で、追認できる」と構成し、請求を容認する旨を明らかにしているが、これによれば、いわゆる代理法によって契約法における「直接の契約関係」の準則を回避しようとしているものと考えられる（Id.275）。それに対して、Comstock 判事の反対意見は、「原告は、自らがそれに対して訴訟を提起した約束に対して、何の関係ももたない。約束は原告に対してなされたわけではなく、また、原告は約因も提供していない。仮に、原告が訴訟を維持できるとしたら〔本当は維持しえないのであるが〕、この問題に関する法の中に、変則が通用するようになったためであろう。一般に、直接の契約関係が存在する必要がある。約束に対して訴訟を提起する者は、要約者でなければならない、あるいは、当該引受け〔約束〕の中に、何らかの法的な利害関係をもっていなければならない。本件においては、被告に金銭を貸し付けたのは H であるし、当該約束は H 一人に対してなされたのである、その H がいつ何時でも H 自身に履行がなされるべきであると主張できることは、明白である。」としており、第三者のためにする契約を禁止する準則を前提に、第三者に権利を認めることはコモンロー上の原則に反するとして、請求を棄却すべきである旨を述べている（Id.275）。



贈受益者」に対しても救済を与えることとしていった。そのことを判示したのが、Seaver v. Ransom 事件<sup>23)</sup>である。

B (Beman) と彼の妻は長年夫婦の地位にあった。B 婦人は病気で衰弱していたことから、マーロンにある自己所有の不動産をはじめ財産について、B に指示して、遺言書を作成させた。それは、原告 (B 婦人の姪) に 1000 ドル、姉の一人 (原告の母親) に 500 ドル、および別の姉とその息子に 100 ドルずつ、自分の死後夫が活着している間に不動産を利用する権利を与え、残りをアメリカ動物虐待防止協会 (the American Society for the Prevention of Cruelty to Animals) へと寄付するという内容のものであった。彼女は、残余財産管理者および遺言執行者として彼女の夫を指定した。当該遺言書を B 婦人が見た際に、それは彼女が望んでいたような内容ではないと言った。なぜなら、B 婦人は、その不動産を夫の死後は原告へと残したかったのである。彼女は、遺言書に関して他にはいかなる異論もなかったが、体力が減退していたことから、B は、彼女に別の遺言書を書くことを提案したが、彼女はそれに署名をすることができるほどに長くは耐えられないだろうと言っていた。そこで、B は、彼女が遺言書に署名をする場合には、原告に残す彼の遺言書に異なる内容を設けるべきこと (夫の死亡後はその不動産を B 婦人の姪 (原告) に残すこと) を言っていた。しかし、B 婦人の死後、B が死亡したときに、その遺言書の中には原告のために当該不動産を残すことを述べる何らの条項もないということが明らかとなった。

本件訴訟が提起され、原告は略式裁判において、B は彼の妻から財産を取得し、原告に 6000 ドル (家の価値に相当) を与え、それにより財産を原告のために信託に供する旨を約束する彼が用意した様式で遺言書を執行するという論理に基づいて判決を回復した。受贈者は遺言者との間で、特定の目的のために遺言書によって彼に与えられた財産を利用するだろうことを彼が約束していた場合には、信託関係が生ずる。B は、彼の妻の遺言書により何も

<sup>23)</sup> Seaver v. Ransom et al., 224 N.Y. 233 (1918).

受け取っていないが、妻の死後、自身が死亡するまでは生活のためにマーロンにある不動産の利用権を与えられている。エクイティ裁判所は、遺言者における意図に基づいて得られた財産の処分を強制したが、当該合意に基づいて得られた財産に関する場合を除いて、信託を強制することはできず、したがって原告のためのいかなる信託も見出すことはできない。

本判決は、次のように判示する。

「子どものいない叔母がその愛する姪のために〔財産を〕与えたいと思う場合に、親の道徳的義務から子どもために遺言をすることは、コモンロー上とエクイティ上で異なっている。当該契約は原告のためになされたものであった。そのため、彼女だけが実質的にその違反により損害を被っている。妻の遺産代理人は、それを特別に執行するにあたって利害を有していない。Buchanan v.Tilden 判決の中では、コモンローは、生活に必要なものによって算定できない、道徳的および法的な債務を夫または親に対して課している。しかし、それは前出のケースでこのような義務を課された夫および親の愛情や好意または道徳感であり、むしろ妻や子に対する夫や親のコモンロー上の義務である。」<sup>(24)</sup>

「原告がB婦人の子どもである場合、何らの遺言がなくとも、これはBの契約と同様に彼女のための契約の効力を及ぼすこととなる。このような強制は、関係それ自体の程度によって支配されているものではない。…姪は、裕福だが信用できない息子よりも強力な権利を有するだろう。道徳的債務の上では、いかなる緻密な理論も、後者に対して認められることを、前者に対して任意に認めることまでを否定するものではない。われわれは一貫して両方の考え方のいずれかをしりぞけるか認めてきたが、Buchanan v.Tilden 判決における近親関係から生ずる道徳的義務に基づいて、妻に有利な判断をすることと調和させることはできないのである。」<sup>(25)</sup>

---

(24) Id.,239.

(25) Id.,240.

この判決の影響を受けて、受贈受益者については、大多数の州で、その権利が認められるようになっていった<sup>(26)</sup>。その理由とされているところは、仮に、受贈受益者に対して諾約者に対する権利を認めないこととするならば、債権者受益者たる第三者には権利が認められるのに対して受贈受益者たる第三者には何らの救済手段を認めないということになるため、不当である<sup>(27)</sup>。また、そうしなければ、要約者はそもそも自らのした約束を履行しなくとも良いということとなり、それもまた不当であると考えられるためである<sup>(28)</sup>。

### 3 契約法リステイメント制定以後

#### (1) 第一次契約法リステイメント

第一次契約法リステイメント<sup>(29)</sup>は、1932年に Williston を主たるリポーターとして起草された。その第6章に「契約当事者でない者の契約上の権利」と題する章を有しており、それが第三者のためにする契約に関する内容である。そして、第一次契約法リステイメント 133条は次のように規定し、受益者を分類している。

「133条 受贈受益者、債権者受益者、付随的受益者の定義」

(1) 契約における約束の履行が要約者以外の人のためになる場合、…かつ周囲の事情を考慮して、約束の文言からして、以下のことが認められる場合、その要約者以外の者は受贈受益者である。

(a) 全部または一部の履行の約束を締結させた要約者の目的が、①受益者に贈与を与えることにある場合、または、②受益者に諾約者に対

(26) Samuel Williston, *Williston on Contracts*, § 357 (1920); Arthur L. Corbin, *Contracts for the Benefit of third Persons*, 27 *YALE L. J.*, 1008, 1012 (1918); Karston, *supra* note (15), 333, 359-360.

(27) Williston, *supra* note (26), § 368.

(28) Williston, *supra* note (26), § 381 ; Corbin, *supra* note (26), 1013; Karston, *supra* note (15), 348-353.

(29) *RESTATEMENT OF LAW OF CONTRACTS* (1932). [hereinafter *RESTATEMENT FIRST*]

して履行を求める権利を与えることにあって、(②-1) その履行が、要約者から受益者に対してなされなければならないわけではなく、もしくは、(②-2) その履行が、要約者から受益者に対してなされなければならないと推測されているわけでもなく、もしくは、(②-3) その履行が、要約者から受益者に対してなされなければならないと主張されているわけでもない場合。

- (b) 以下のことが認められる場合、その要約者以外の者は、債権者受益者である。

周囲の事情を考慮して、約束の文言からして、①贈与を与える目的が認められず、かつ、②約束の履行が、②-1 被約束者の受益者に対する現実の、もしくは、推測された、もしくは、主張された債務を満足させるであろう場合、または、②-2 出訴期限法により効力を妨げられている、もしくは、破産免責により効力を妨げられている、もしくは、詐欺防止法のために強制ができない、そのような受益者の諾約者に対する権利を満足させるであろう場合。

- (2) (1) (a) に規定されている事実が存在しない場合、その諾約者以外の者は、付随的受益者である。…… (1) (b) に記述されているような約束は、贈与約束である。』

第一次契約法リステイメント 133 条 (1) は、受益者を「受贈受益者」、「債権者受益者」、「付随的受益者」の三つに分類している<sup>30)</sup>。このうち受贈受益

<sup>30)</sup> この点につき、保険契約に即して考えれば、次のとおりである。受贈受益者とは、保険契約者により何らの対価なくして一無償で一受益者として指定された者である。受贈受益者は、生命保険契約におけるもっとも一般的なタイプの保険金受取人である。たとえば、夫が自己の生命の保険契約を締結し、彼の妻を保険金受取人として指定する場合には、妻は受贈受益者（保険金受取人）である（Crawford, supra note (2), 245）。

他方、債権者受益者は、保険契約者がその者に対して債務を負っていることから、保険金受取人として指定された者である。保険者が債権者たる保険金受取人に保険給付金を支払う場合には、保険契約者の負っている当該債務は給付金の範囲で消滅する。当該給付金が債務の額を上回る者である場合には、債権者はその余剰部分を次順位の

者については、要約者の目的が、①受益者に贈与を与えることにある場合、または、②受益者に対して諾約者に履行を求める権利を与える場合の二つに分類している。そして、135条は、諾約者の受贈受益者に対する義務が発生すると規定し、136条は、諾約者の債権者受益者に対する義務が発生すると規定する。また、147条は、付随的受益者は諾約者に対するいかなる権利も取得しないと規定している<sup>31)</sup>。

この第一次契約法リステイトメントは、Willistonの見解にしたがい<sup>32)</sup>、受益者を分類によって把握している。もっとも、Willistonは、「受贈受益者」と「債権者受益者」とでは、第三者の権利取得の根拠も性質も異なる旨を主張している<sup>33)</sup>。それに対して、Corbinは、要約者により「意図された第三者」に契約上の権利を与えるべきであるとし、受贈受益者と債権者受益者は、通常、この「意図された第三者」であると述べている<sup>34)</sup>。

第一次契約法リステイトメントの中で、受贈受益者は、133条(1)(a)の規定によれば、贈与または権利を与えようとする要約者の目的が第三者の

保険金受取人、それがいなければ保険契約者またはその相続財産へと支払わなければならないことになる (Id.245)。

(31) もっとも、第三者に権利が認められるか否かについては、受贈受益者も債権者受益者もいずれも保護されるべき第三者であるため、区別それ自体はあまり意味を持たないという指摘がある。しかし、契約当事者の契約を消滅させ、または変更する権利については、受贈受益者がそのような権利を有しないのに対して、債権者受益者はそのような権利を一定の要件の下で有するという点で効果として違いが生ずる。この点につき、RESTATEMENT FIRST § § 142-143 および Williston, supra note (26), § § 396-397.

(32) Williston, supra note (26), § 397.

(33) Sammuell Williston, A Treatise On The Law of Contracts, § 356. おそらくは受贈受益者は、相続による財産の承継取得をするというものであるのに対して、債権者受益者は、譲渡等による財産の原始取得をするという構成となるため、権利取得後に相続利害関係者との調整において違いが生ずることを意味するものと考えられる。

(34) Corbin, supra note (26), 1018. この見解は、諾約者に対して権利を取得する第三者と要約者との関係に着目しているものと考えられる。これはドイツやわが国でいうところの対価関係理論に近似するものであり、要約者に対して第三者が債権を有する場合(要約者と第三者との対価関係が債権関係である場合)か、あるいは要約者と第三者の間に贈与類似の契約が存在する場合には、第三者に諾約者に対する権利を認めるというものである。

権利取得の根拠になっているが、債権者受益者は要約者と諾約者のいずれの目的にも言及していない<sup>35)</sup>。

## (2) 第二次契約法リステイトメント

第二次契約法リステイトメント<sup>36)</sup> 302条は次のように規定する。

「302条（意図された受益者と付随的受益者）」

- (1) 諾約者と要約者との間に別段の定めがなければ、約束の受益者は、以下の場合、意図された受益者である。受益者に履行を求める権利を認めることが、契約当事者の意図を実現するのに適切であり、かつ、以下の (a) または (b) である場合。
  - (a) 約束の履行が、諾約者の受益者に対する金銭支払の債務を満足させる場合、  
または、
  - (b) 諾約者が受益者に約束された履行の利益を与えようと意図していることを、周囲の事情が示している場合
- (2) 付随的受益者は、意図された受益者ではない受益者である。」

この第二次契約法リステイトメント 302条は、第一次契約法リステイトメントとは異なり、二つの新しい受益者概念を作り出している。すなわち、「意図された受益者」と「付随的受益者」である<sup>37)</sup>。このうち「意図された受益者」は、契約当事者が当該契約の効果として得られた利益を与えることを意図した者である<sup>38)</sup>。受贈受益者および債権受益者はこの意図された受益者である<sup>39)</sup>。意図された受益者は、当該契約に基づき諸権利を取得し、それら諸

<sup>35)</sup> Williston, supra note (26), § 363.

<sup>36)</sup> RESTATEMENT (SECOND) OF LAW OF CONTRACTS (1979). [hereinafter Restatement Second]

<sup>37)</sup> Williston, supra note (26), § 396-397.

<sup>38)</sup> Crawford, supra note (2), 245-246.

<sup>39)</sup> Corbin, supra note (26), 1018.

権利を行使することを請求できる。付随的受益者は、当該契約に基づき何らの権利を有しないが、そこから利益を得る者である。なぜなら、契約当事者は、付随的受益者に利益を与えるために当該契約を締結したのではないからである。

それを受けて、同 304 条は、諾約者の意図された受益者に対する義務を規定する一方で、同 315 条は、付随的受益者についてはいかなる権利をも否定する<sup>(40)</sup>。これは、意図された受益者のみを契約上の利益を受けるべき第三者として認められていることとなり、受益者概念を一元化している点—第一次契約法リステイトメントにおける「受贈受益者」と「債権者受益者」の区別を廃棄して「意図された受益者」に吸収させている点—に特徴を見出すことができる。

上記の規定によれば、「意図された受益者」になるためには二つの要件を満たすことが必要である。すなわち、①第三者のためにする契約が契約当事者の意思を適切に履行できるかということ、および②契約の履行により要約者が第三者に金銭を支払う義務を果たすこと、または約束の履行により第三者に利益を与えることを意図しているかということである。

## 第 2 節 アメリカにおける保険金受取人の指定・変更

### 第 1 款 保険金受取人の指定

#### 1 総説

保険金受取人の指定という制度は、保険契約者、保険金受取人および保険者にとって極めて重要である<sup>(41)</sup>。保険契約者にとって保険金受取人の指定が重要であるのは、保険契約者の有する保険金請求権等の利益を特定の人あるいは特定の人々に対して与えるために第三者を指定して保険契約を締結するということである。他方、保険者にとって保険金受取人の指定が重要である

(40) Williston, *supra* note (26), § 396-397.

(41) Crawford, *supra* note (2), 246.

のは、保険者が保険契約者のそのような意思を忖度することにより、保険事故の発生後に遅滞なくその者に保険金を支払い、有効に自らの債務（保険金支払債務）の免除を得ることができるということにある。そのために、保険者は誰が正当な保険金受取人であるのかを確認することが重要であるが、保険金受取人も保険者のいずれも、誰が正当な保険金の受取人であるかを決定するために時間と費用のかかる訴訟を提起することを避ける傾向にある。というのも不適切な保険金受取人の指定がなされることにより、利害関係者間に紛争が生じ得るとともに、保険者にとっても保険給付金の二重払いの危険にさらされるということになるためである。

保険契約者がなした保険金受取人指定は正確にその者の現在の状況（家族関係等）を反映していなければならない。というのも、保険契約者がその配偶者を保険金受取人に指定し、その後離婚していたところ、保険金受取人を変更することを懈怠していたために、長期間、離婚した配偶者が、支払われべき保険給付金にかかる権利を有しているといった事例が膨大にあるためである<sup>(42)</sup>。反対に、別段の定めがない場合には、保険者は契約上、たとえこれが不公正であっても指定された保険金受取人に保険給付金支払うべきこととなり、それにより自らの債務を免れることとなる。なお、保険者の中には定期的に保険契約者に通知をして、保険契約者の現在の状況を確認させ、場合によっては現在の状況に相応しい保険金受取人への変更を推奨しているものもあるようである<sup>(43)</sup>。

保険契約者は、保険金受取人の指定をするに際して、単に特定の保険金受取人を指定するだけでなく、次順位の保険金受取人を指定しておくことが望ましい。保険契約者兼被保険者および第一順位の保険金受取人が同時に死亡した場合には、保険契約者は、別の第一順位の保険金受取人を指定する機会を有しない。また、第一順位の保険金受取人が保険契約者兼被保険者よ

---

(42) Crawford, *supra* note (2),246.

(43) Crawford, *supra* note (2),246.



りも先に死亡した場合には、保険契約者は別の保険金受取人を新たに指定することを懈怠することもあり得るためである<sup>(44)</sup>。保険金受取人の指定は、保険申込書にある保険金受取人の氏名欄に第一順位および次順位の保険金受取人を記載することによってなされているが、当該指定は明確に申込者の意思を表す者でなければならない。

したがって、保険給付金を受領すべき者を指定する場合には、誰が保険金受取人であるかがすぐに理解できるほど明確にその者を指名することが必要である<sup>(45)</sup>。たとえば、保険契約者兼被保険者は、彼の妻 A を第一順位の保険金受取人に、彼の母親 B を第二順位の保険金受取人に指定したいと考えている場合には、当該指定は一般に次のようになされる。すなわち、「被保険者の死亡よりも延命した場合には A (被保険者の妻) に、そうでない場合には B (被保険者の母親) に」保険金が支払われるとする。保険契約者兼被保険者が彼の相続財産を指定した場合には、当該指定の内容は「遺言執行者、財産管理人または被保険者の財産譲受人」とする。また、遺言執行者または財産管理人の区別は被保険者の死亡の時まで知ることはできないことから、当該指定においては、保険者が保険給付金を支払うべき者を指名しないというものである<sup>(46)</sup>。

## 2 「配偶者」または「婚約者」という指定

保険契約の申込者が彼または彼女の配偶者を保険金受取人として指定する場合には、当該配偶者は、次のような形で指定されるのが一般的である。すなわち、「(被保険者の夫) A」のごとくである。他方で、妻はその名 (パーソナルネーム) — 「ミセス A」ではなく、「(被保険者の妻) B」 — で指定されるべきである。この形式の指定は、保険給付金が支払われる者を明確に示

(44) Crawford, supra note (2),246.

(45) Crawford, supra note (2),247.

(46) Crawford, supra note (2),246.

すものとして、保険契約者の意図を忖度していくことになるだろう<sup>(47)</sup>。

この点について、多くの裁判例では、ほとんど異論なく、「被保険者の妻」のような指定は単なる確認的・説明的な記載であると解している。たとえば、保険契約者兼被保険者が、「被保険者の妻 A」を保険金受取人として指定する場合に、実際に「B」が彼の現在の法律上の配偶者であり、「被保険者の妻」という文言が不正確であっても、当該保険給付金は「A」に通常支払われることとなる<sup>(48)</sup>。

同様のことは、「婚約者」といった記載の場合にも認められる。この点につき、たとえば *Scherer v. Wahlstrom* 事件<sup>(49)</sup>では、「生存している場合には A（婚約者）に、そうでない場合には B（父親）に」といった保険金受取人の指定をめぐる生じた争いに関するものである。保険契約者兼被保険者は、兵役の期間に死亡した。彼の死亡の6か月前に、彼の婚約者 A は別の男性と結婚するというを告げる手紙を彼に書いていた。元婚約者 A は、他の男性と結婚したが、保険契約者兼被保険者は、彼が保険金受取人の変更をしたい旨の意図を表示し、受取人の変更請求を送っていたが、保険金受取人の変更が生じていない。そこで、被保険者の死亡により、元婚約者 A も父親 B も保険者に対して保険給付金の請求をしたところ、保険者は裁判所に保険金の支払をして、誰が正当にそのような権限を有するのかを決定するよう求めた。この点につき、*Simmons v. Simmons* 事件<sup>(50)</sup>の判旨を引用して、次のように述べる。すなわち、「保険金受取人が指名またはそうでなくても明確に同一性がわかる者である場合には、妻としての指定は確認的なものにとどまるものと解すべきである。この準則は、本件事案に適用される。受取人としての彼女の名は、『婚約者』という文言によって保険証券上に記載されており、被保険者は彼女との婚約のためである場合を除いて、保険金受取

(47) Crawford, *supra* note (2),247.

(48) Crawford, *supra* note (2),247.

(49) *Scherer v. Wahlstrom*,318 S. W.2d 456 (Tex. Civ. App.1958)

(50) *Simmons v. Simmons*,272 S.W.2d 913 (Tex.Civ.App. 1954).

人を指定していなかったことになる。それにもかかわらず、婚約が破棄されていた2月から彼が死亡した7月13日に至るまで、彼は保険金受取人を変更していなかったのである…」として、それゆえ裁判所は、保険給付金は被保険者の父親よりもむしろ以前の婚約者に支払われることとなると判示した。

保険契約者は、指名をすることなく「妻」と保険金受取人を指定した場合には、法律上の妻は有効に保険給付金を受け取るべき資格を有するだろう<sup>(51)</sup>。コモンロー上の婚姻関係における妻は、その他の法律上の妻とまさに同様に保険給付金を受け取る資格を有するだろう。しかし、「妻」・「夫」または「婚約者」のような保険金受取人の指名のない指定は、避けられるべきである。なぜなら、このような指定は、不明確な記載であると考えられ、後日、夫婦間の地位に変化または疑義が生じた場合には、法律上の紛争が生じ得るためである<sup>(52)</sup>。

### 3 「子」という指定

#### (1) 保険金受取人群の指定

保険契約者は、当該保険契約の保険金受取人として、子どもをその氏名によって、または集団として指定することができる。

子どもがその氏名によって指定される場合には、保険金受取人の区別は明白である。しかし、指定がなされた後に生まれた子どもは、保険契約者が彼らを含む形で指定を変更することを覚えていない限り、保険給付金を受け取ることができない。このような見落としが生ずることを避けるために集団として子どもを指定することがなされる<sup>(53)</sup>。

保険金受取人群の指定というのは、個々の者の名を掲げることなく、複数の者を集団として指定することである。たとえば、「被保険者の子」、「被

(51) Crawford, supra note (2),248.

(52) Crawford, supra note (2),248.

(53) Crawford, supra note (2),248.

保険者の子孫 (nieces and nephews)」などは、受取人群の指定である。多くの保険者は、保険契約者が保険金受取人群の指定をすることを認めているが、このタイプの指定により問題が生ずることを理由として認めていない保険者もある<sup>54)</sup>。ここで一つの問題は、被保険者の死亡後にこの受取人群のメンバーを確認することに関連している。すなわち、被保険者の死亡は、保険契約者が受取人指定をした数年後に発生することが多く、そのためにそのうちのある者が死亡した場合に、彼らの死亡が証明される必要があるが、それができるのかということである。なぜなら、生存している場合には、各々が保険給付金の持分について請求権を有しているため、保険者は、すべての群のメンバーについて把握していなければならないのである<sup>55)</sup>。

子を保険金受取人群として指定することに関するもう一つの問題は、裁判所が「子」という記載の厳密な意味に関して、一貫性のある論理を確立していないということである。「子」という記載の意思解釈には、非嫡出子も含むとするものもあるが、それは含まないとするものもあり、その論理は一貫していない<sup>56)</sup>が、非嫡出子も含むとするのが一般的な傾向である。保険契約者が指定をした後に誕生した「子」は含まれるのが通常であるが、保険契約者による指定後に誕生した子は除外されるというものもある<sup>57)</sup>。同様の事実関係は、被保険者の子が指定された保険金受取人となっていた場合に、被保険者の死亡後に生まれた子の場合にもあてはまる。

裁判所は、一般に、嫡出子、成年に達した子、および先妻との間の子は、特に保険金受取人指定において除外されていない限り、「子」という記載に含まれるものとし、「子」という記載には「孫」や「継子」は含まれないということを肯定している。

この点につき、保険契約者は、彼が含むことを意図した指定および除外す

<sup>54)</sup> Crawford, *supra* note (2),248.

<sup>55)</sup> Crawford, *supra* note (2),248.

<sup>56)</sup> Crawford, *supra* note (2),249.

<sup>57)</sup> Crawford, *supra* note (2),249.

ることを意図した指定を明確にしなければならない。たとえば、保険契約者が、先妻との間の子を排除することを意図する場合には、彼は明確にこのことを記載しなければならない。保険契約者兼被保険者が保険金受取人として、彼の「後妻」または彼女が死亡している場合には「彼らの子」を指定していたという事案について、裁判所は、先妻との子も被保険者の子に含まれるものとしている<sup>58)</sup>。

## (2) 子孫および相続人という指定

保険金受取人群により指定をする場合には、保険契約者は、慎重にかつその記載の意味するところを理解したうえで当該記載方法を選択すべきである。通常、保険契約者は、「子」を意味するものとして、「子孫 (issue)」または「相続人 (heirs)」を用いる場合もあるが、一般的には「子」という記載方法を選択すべきである。

このうち、「子孫」という語には、たとえ遠く離れた血縁関係にあっても、すべての直系の子孫 (lineal descendants) が含まれる<sup>59)</sup>。ここには、「子」のほか、「孫」・「曾孫」などが含まれるものと解されている。したがって、「子孫」という記載は、当該意図にはあらゆる直系の子孫が含まれるという場合でのみ用いられるべきである<sup>60)</sup>。

他方、「相続人」という記載は、その意味が不明確であるということを経由として避けられるべきである。そもそも「相続人」とは、ある者 (被相続人) の財産を意思に基づかずに承継する資格を有する者を意味している。各州は、誰がこれらの者かを決定するための基準となる制定法の規定を有しているのが一般的である。これらの制定法は、州ごとに異なっているが、典型的なタイプの制定法は、生存している場合には「配偶者」・「子」、「配偶者」が生存していない場合にはその「子」、「配偶者」または「子」が生存してい

<sup>58)</sup> Page v. Page, 119 N. E. 11 (Ind. Ct. App. 1918).

<sup>59)</sup> Crawford, supra note (2), 248.

<sup>60)</sup> Crawford, supra note (2), 248.

ない場合にはその「兄弟姉妹」などが相続人を意味するものとして規定されている。

## 4 その他

### (1) 人格代表者という指定

保険契約者兼被保険者は、保険者が生命保険給付金を保険金受取人の人格代表者へと支払うべきことを指定することもできる。ここに「人格代表者」とは、遺言執行者 (executor) またはその者がいない場合には財産の遺産管理人 (administrator) を指名する意思がある場合における財産の執行者のことをいう<sup>(61)</sup>。この人格代表者は、子孫の債務が支払われ、当該財産が分配された後に残った財産を管理することとなる。被保険者の人格代表者に対する保険給付金の支払は、被保険者の相続財産に対してなされる。当該相続財産の中に保険給付金が含まれるということは、人格代表者が葬儀費用、租税および他の被保険者の債務の支払にあてるための金銭を与えられることとなる<sup>(62)</sup>。人格代表者の保険金受取人の指定は、「被保険者の遺言執行者、遺産管理人、譲受人に対して」となっているのが一般的である。

### (2) 受託者という指定

保険契約者は、保険者が生命保険給付金を信託へと支払うべきことを望む場合には、当該保険契約者は、受託者を保険金受取人として指定したものと解する<sup>(63)</sup>。受託者は、自然人である場合もあるが、より多いのは銀行や信託会社のような法人である場合である。法人受託者の指定には一定の利点がある。すなわち、第一に、法人の継続的な存在および性質は自然人のそれよりも確実である。第二に、保険契約者が受託者として法人を指定する場合には、通

---

(61) Crawford, supra note (2),252.

(62) Crawford, supra note (2),252.

(63) Crawford, supra note (2),252.

常、保険契約者は法律家の助言に基づき信託的合意をするであろう。<sup>(64)</sup>

生存者間の信託は、譲渡人の生存中にその効力が生ずる。生存者間の信託における受託者が生命保険契約の第一順位の保険金受取人である場合には、保険契約者兼被保険者は自身の相続財産を次順位の保険金受取人として指定しておくべきである。なぜなら、信託は被保険者の死亡以前に終了するが、一般的な契約条項は、第一順位または次順位の保険金受取人が生存していない場合には、保険給付金の支払は被保険者の相続財産に対してなされるものとしているからである。

遺言者は、その意思に基づいて遺言信託を設定することができる。この信託は、遺言者の死亡時にその効力を生ずる<sup>(65)</sup>。また、遺言執行者または遺産管理人を次順位保険金受取人として指定すべきことが望ましい。なぜなら、この遺言は変更されるか、あるいは有効とはされないためである。

## 第2款 保険金受取人の変更

### 1 保険金受取人の変更の方法

#### (1) 一般的な保険金受取人の変更の方法

現在の生命保険契約では、保険契約者に約款条項において、保険金受取人の指定変更権が留保されていることが明示されているのを通例とする<sup>(66)</sup>。一般的に、保険証券の条項は、保険契約者が保険金受取人の変更をするための方法を規制している<sup>(67)</sup>。それに対して当該証券が特定の方法を要求していない場合には、保険契約者が保険金受取人変更の意思を明確に示すいかなる方法であっても保険金受取人の変更をすることができる。

ここで、保険証券で定められているいくつかの保険金受取人の変更方法がある。すなわち、それは、①書面による方法、②保険証券の裏書による方法

<sup>(64)</sup> Crawford, supra note (2),252.

<sup>(65)</sup> Crawford, supra note (2),253.

<sup>(66)</sup> Crawford, supra note (2),255.

<sup>(67)</sup> Crawford, supra note (2),258.

である。したがって、保険契約者がこの①および②の手続を遵守すれば、保険金受取人の変更は有効になされることになる<sup>68)</sup>。これに対して、裁判所は一定の状況においては、必ずしも厳密な保険金受取人の変更手続の要件を充たしていなくとも、保険契約者の受取人の変更を有効と認める場合がある。すなわち、一般的に③ Substantial Compliance Rule と呼ばれるルールを採用している<sup>69)</sup>。なお、④遺言による保険金受取人の変更行為も可能である<sup>70)</sup>。

現代の生命保険証券における大多数の保険金受取人の変更は、保険契約者が保険者に対して書面で保険金受取人を変更するための請求を行うべきことを規定している。これは、保険者に書面を提出して行う保険金受取人変更の方法である<sup>71)</sup>。そして、その提出された書面に新たな保険金受取人の指定の記録を保険者はとどめ置き、その複写を保険契約者のもとへと返送する。古い保険証券裏書の方法と比べてこの方法の利点は、保険契約者は当該保険証券を保険者に対して提出する必要がないということである。

第二に、保険証券の裏書による保険金受取人の変更方法は従来一般的な方法であったが、現在ではあまり使われていない<sup>72)</sup>。この方法の下では、保険契約者は保険者に対して保険証券を送付しなければならない。保険者は、当該証券上に新たな保険金受取人の指定を当該指定が有効となる前に裏書する。保険者が保険金受取人の変更を承諾することを求める証券には、保険者の承諾を示す裏書があるのが通例となっている<sup>73)</sup>。

## (2) Substantial Compliance Rule

裁判所は、保険証券が定める以外の方法で保険金受取人を変更することはできないとするが、一定の状況においては、このような厳密な手続によらな

<sup>68)</sup> Crawford, supra note (2),258.

<sup>69)</sup> Crawford, supra note (2),258.

<sup>70)</sup> Crawford, supra note (2),258.

<sup>71)</sup> Crawford, supra note (2),258.

<sup>72)</sup> Crawford, supra note (2),258-259.

<sup>73)</sup> Crawford, supra note (2),258-259.



くとも保険金受取人の変更を認められるとする準則—Substantial Compliance Rule—を採用している<sup>(74)</sup>。

この Substantial Compliance Rule によれば、保険契約者は、保険証券に列挙されている保険金受取人の変更手続を遵守するためにできる限りのことはしたが、保険契約者の支配の及ばない状況、すなわち保険契約者にとってはどうしようもない状況等により、厳密には受取人変更の手続を遵守したとはいえない状況であっても、裁判所は保険金受取人の変更を有効なものとして認めるというものである。この Substantial Compliance Rule は、エクイティ裁判所は保険契約者がどうしようもない状況にある場合には不可能を要求するものではないとして、実質的に手続が遵守されたものとみなすという衡平法の原則にその基礎をおいている。裁判所は、保険金受取人が故意に保険契約者からの保険証券を自己の手元にとどめ置き、保険者が当該証券上に新たな保険金受取人の変更するための裏書を妨げるという場合において、保険契約者は、保険金受取人の変更を請求した場合には、保険証券を保険者の下へ送付しなければならないが、それができないのであれば、当該保険証券上の要件をその時点で実質的にできるすべてのことを行う必要があるというものである<sup>(75)</sup>。たとえば自己を被保険者とする生命保険契約を締結している夫が、保険契約者に撤回権が留保されている保険金受取人である妻との関係が不仲となったことから、夫は、彼の姉に保険金受取人の指定を変更したいと考えていたが、彼の妻が保険証券を現に占有しており、当該保険証券条項が求める裏書を受けるためには保険者へとそれを送付することが必要となるが、妻が彼にそれを渡してくれないという状況にあった。当該保険証券には、保険契約者は、「当会社に対して書面による通知をすることによって」新たな保険金受取人を指定することができる旨および「当会社により保険証券上

(74) Crawford, supra note (2), 259 ; Jerry/Richmond , supra note (2), 320; Greider/Beardles, Supra note (2), 362; Keeton/Widiss, supra note (2), 430-431.

(75) Crawford, supra note (2), 259 ; Jerry/Richmond , supra note (2), 320; Greider/Beardles, supra note (2), 362-363.

に裏書がされた場合に当該変更の効力が生ずる」旨が規定されていた。保険契約者は、保険会社の本店へ二通の通知を送付した。それは各々保険金受取人を彼の妻から姉へと変更したい旨を伝えるものであった。裁判所は、保険契約者が保険金受取人の変更をするために可能なすべてのことをしたため、彼が当該保険証券を裏書のために保険者に提出できていなくとも、当該保険金受取人の変更は有効であるとする<sup>(76)</sup>。

このように裁判所は、保険契約者が Substantial Compliance Rule が適用されて、当該保険金受取人の変更が有効であると認められるためには、一般に次の要件をみたす必要があるものと解されている。まず、第一に、「保険契約者には明白な受取人変更の意思がなければならない」ということである。保険契約者の単なる保険金受取人を変更する旨の意思の表明は受取人変更の効力を生ずるためには不十分であるとされている。また、第二に、「保険契約者はその意思を証明するために、彼が実質的にできる全てのことを積極的に行わなければならない」ということである。保険契約者が保険金受取人の変更の様式を請求した場合あるいは書面による請求をした場合のいずれも、保険契約者が保険者に対して当該請求を送付または郵送しなければ、十分ではないとされている。保険証券が保険契約者に裏書のために保険証券を保険者に対して提出することを求めている場合および彼がそれを怠った場合には、保険金受取人の変更は効力を生じない。しかし、保険証券は紛失・破損または盗難の場合、保険契約者にとどめ置かれている場合には、裁判所は、他の要件の遵守はすべて満たされたものとする。

この Substantial Compliance Rule が適用されて、保険契約者による保険金受取人変更が肯定された事例がある<sup>(77)</sup>。

(76) Doering v. Buechler, 146 F. 2d 784 (8th Cir. 1945).

(77) なお、以下で掲げる事例は、Jerry /Richmond, supra note (2), 320-323 に掲載されている。この点に関する検討は、深澤泰弘「保険金受取人変更の効力発生に関する一考察—米国の判例法を参考に—」生命保険論集 179号 181頁以下、190頁以下(2012年)を参考にした。

まず、Occidental Life Insurance Co. v. Row 事件<sup>(78)</sup>がある。これは次のような事案である。A は、1962 年 3 月 12 日に、被保険者を夫 B、自己を保険金受取人として、X 社（原告）との間で生命保険契約を締結<sup>(79)</sup>していたが、1966 年 5 月 19 日に死亡したため、保険契約者と保険金受取人の地位を承継し遺言執行者なる予定の B は、X 社の代理店 C に連絡をとり、保険金受取人を娘 Y に変更したい旨を伝え、C の都合によりメモ書きにより所定の書面の記載がなされ提出されたが、「未処理」の状態となっていたという事案について、保険契約者兼保険金受取人であった A の死後 2 日後で、遺言執行者としての地位が与えられる以前に B が保険金受取人を変更する行為が有効であるか否かが問題となっている。この点につき、本判決は、保険契約者の保険金受取人の変更にかかる意思が代理店に伝えられていたこと、保険金受取人変更の書面への黄さがなされていたこと、および保険会社が要求する手続が遅れ未処理扱いとなっていたのは、代理店側・保険会社側の落度によるものであることを理由として、保険契約者によって保険金受取人変更にかかる手続を実質的に遵守していたものと判断した。また、Connecticut General Life Ins. Co. v. Gulley<sup>(80)</sup>もある。これは次のような事案である。使用者を保険契約者とする団体生命保険契約において、自己が被保険者になり、当初受取人を妻 E と彼の母親にしていた D は、娘の Y を新たな保険金受取人とするために受取人変更書面の記載を行い、Y に保険金を受け取ってほしい旨を伝え、その書面を Y にいったん預け、後に彼女からそれを受取って保険者へ送るつもりであったところ、D は心臓発作を引き起こし、その 2 日後 Y は D の使用者に対して D から預かっていた保険金受取人の変更書面の写しを送ったというものである。同裁判所は、保険者に対して保険金受取人

(78) Occidental Life Insurance Co. v. Row, 271 F. Supp. 920 (S. D. W. Va. 1967).

(79) 本件保険契約における条項には、保険事故発生前は保険契約者に保険契約上のすべての権利がある旨、保険金受取人は保険者に対する書面による通知によってのみ変更することができる旨、および受取人の変更は保険者の本社に通知が記録されるまで有効とはならない旨の規定があった。

(80) Connecticut General Life Ins. Co. v. Gulley, 668 F. 2d 325 (7th Cir. 1982).

の変更の通知が被保険者の死亡前になされていないこと、保険金受取人の変更書面を預かっていた Y には当該書面を郵送する権限が与えられていないこと、D も Y に保険金受取人の変更書面を郵送してもらおうという明白な意思はなかったとにもかかわらず、証人の目の前で行われた保険金受取人の変更書面の作成と、保険会社への手続は後は郵送をもって遵守できるという事実関係から保険金受取人の変更手続は遵守されたものとしている。さらに、Engelman v. Connecticut General Life Ins. Co. 事件<sup>(81)</sup>がある。これは次のような事案である。1961年、A は、F (A の妻) を被保険者、自身を保険契約者兼第一保険金受取人、G (甥) を次順位受取人として、Y 保険会社との間で生命保険契約を締結していたところ<sup>(82)</sup>、1973年に A が死亡し、F は遺言執行者として保険契約者となり、その後 G との関係が悪化したことから、弁護士 X (原告) のアドバイスにより、1979年に保険金受取人を G から彼女の遺言執行者に変更したい旨の書簡を被告 Y 会社へと送付した。そこには、証券番号と名称により保険証券を特定し、1979年1月8日の日付とともに、F により署名がなされていた。Y 会社は、これを受領したものの受取人変更の記録はせず、代わりに受取人変更書面を送った。この書面には、すべての書類には日付が入れられ、署名がなされ、証人の署名があり、返送されなければならない、これがなされるまであなたが希望する変更はなされない旨規定された手紙が同封されていた。しかし、その書面は Y 会社にも X にも返送されることなかった。同判決は、保険金受取人の変更手続における書類として、弁護士の関与した保険者に対する書簡しかないにもかかわらず、保険金受取人の変更を認めた。

他方で、このルールの下で保険契約者による保険金受取人変更が否定され

(81) Engelman v. Connecticut General Life Ins. Co., 690 A. 2d 882 (Conn. 1997).

(82) 同事案で問題となった約款には、保険金受取人の変更は、保険会社に対して所定の書式で保険契約者の署名のある変更請求書を提出してすることができること、およびその効力の発生は保険会社による記録がされるまで効力を生じない旨の規定があった。

た事例がある。

まず、Manhattan Life Ins. Co. v. Barnes 事件<sup>83)</sup>である。これは次のような事案である。Hは、1960年4月14日、自己を被保険者、その妻Iを保険金受取人として、X会社（原告）との間で団体生命保険契約を締結していたが、HとIはその後離婚し、1967年12月22日にHは死亡した。Hの死後、Hの3人の娘（J、K、そしてL）は自分たちに保険金受取人が変更された旨の主張を行ってきたところ、JとKは、Hの死亡時にIがX会社の記録において指定されていた受取人であったことは認めているが、Hが死亡の22カ月前の2月21日にHが保険金受取人の変更請求をして、3人の娘を新たな保険金受取人として指定する旨の書面を書いていたと主張した。本件は、このような保険金受取人の変更がなされていたか（保険金受取人は誰か）をX会社が確認する訴訟である<sup>84)</sup>。同判決は、変更請求書面が発見され、それが生前に記載されたことを示すメモ書きがあるがそれは証拠として不十分であり、死亡の22か月前に変更の書類を作成してもそれを提出できなかったことにやむを得ない事情があったという証拠が認められないとして、保険金受取人の変更を認めなかった。次に、McCarthy v. Aetna Life Ins. Co. 事件<sup>85)</sup>である。X（原告）とMは1972年11月に結婚したところ、Mは、Y会社（被告）との間で、団体生命保険を受け取り、妻Xを保険金受取人に指定した。結婚後1年もしないうちにMは多発性硬化症と診断され、1974年には法定盲目となり、その後夫婦は別居することになり、1978年に離婚が成立した。その後、Mは1977年に彼の全ての財産を彼の父親に遺贈する旨の自筆の遺言を作成し、その7年後の1984年にMは死亡したため、Xは保険金を求める本訴を提起したというものである。本件は遺言による保険金受取人変更が

<sup>83)</sup> Manhattan Life Ins. Co. v. Barnes, 462 F. 2d 629 (9th Cir. 1972).

<sup>84)</sup> なお、本件において、Jが、保険契約者の死亡後に、保険金受取人の変更請求書が発見されるとともに、それを生前に記載されたことを示すメモが発見されていたことを主張している。

<sup>85)</sup> McCarthy v. Aetna Life Ins. Co., 704 N. E. 2d 557 (N. Y. 1998).

認められるかが争われたものであり、遺言による保険金受取人の変更を否定し、遺言を作成することができるのであれば、正規の保険金受取人の変更手続をすることもできたのではないかとする<sup>86)</sup>。

### (3) 遺言による保険金受取人の変更

保険金受取人を変更するための手続が保険証券において明記されている場合には、一般原則としては、保険契約者は当該手続に従うべきこと、または当該変更は有効とはならないということがあげられる。したがってこのようなケースにおいて、当該保険証券が遺言による保険金受取人の変更について何ら規定していないという場合には、保険契約者によってなされた保険金受取人の変更は効力を生じないこととなる<sup>87)</sup>。

しかし、生命保険証券が特定の方法で保険金受取人の変更をなすべき旨を規定していない場合には、保険金受取人の変更は、一般に遺言によっても行うことができる。それに加えて、保険契約者は、保険証券が要件とする保険金受取人の変更方法が絶対的な方法でない場合には、遺言により保険金受取人の変更を行うことができる。

保険契約者兼被保険者の遺言による保険金受取人の変更は、保険金受取人の権利が被保険者の死亡時に確定するとともに、遺言はその時点まで効力が生じ得ないので、有効とはならないとする裁判例がある<sup>88)</sup>。その事例の判旨は次のようにのべている。すなわち、「遺言は、被保険者の死亡までは有効なものとはならない。我々が、目下のケースにあるような被保険者が保険金受取人の指定変更権を留保する生命保険証券の下での保険金受取人の権利と同様に、有効とはならないのである。死亡により彼はもはや保険証券を譲渡することはできない。そのとき保険金受取人が誰もいなければ、それは彼の相続人へといくこととなる。保険金受取人が指定されている場合には、こう

<sup>86)</sup> In re Estate of Trautman 713 N. W. 2d 600 (S. D. 2006).

<sup>87)</sup> Crawford, supra note (2), 261.

<sup>88)</sup> Cook v. Cook, 111 P. 2d. 322 (Cal. 1941).

した保険金受取人へといくこととなる。そのとき〔保険事故発生時：筆者〕保険金受取人の権利は確定することから彼は、保険金受取人を変更することができない。」と判示して、遺言による保険金受取人の変更は無効であると解している。

## 2 保険金受取人を変更する権利に対する制限

保険証券に保険金受取人を変更する権利が留保される場合であっても、保険契約者の有するその権利は無制限ではない。たとえば、離婚判決または財産分与は保険金受取人を変更する権利を制限する。また無能力者である保険契約者が保険金受取人を変更する権利も制限されている。

### (1) 保険契約者と保険金受取人の離婚

制定法の特別の定めがおかれていない場合には、保険契約者と保険金受取人の離婚は、それ自体において、保険金受取人の指定または保険契約者の保険金受取人の指定変更権に影響を及ぼすものではない。しかし、適用可能な法がいくつかの州においてある。たとえば、ミシガン州では、離婚判決 (divorce decree) は自動的に、当該法令が異なる定めをしていない限り、保険金受取人としての妻の利益を排除するものと解されている<sup>(89)</sup>。ミネソタ州は、当該指定が撤回不能なものであったとしても、保険契約者は離婚後に保険金受取人の指定を変更することを認めるという立法をおいている<sup>(90)</sup>。さらに、ニューヨーク州では、不倫を理由として離婚が認められた場合および保険金受取人が犯罪者である場合には、保険金受取人は、支払済保険料に等しい額を控除した額について保険給付金に対する権利を失うこととなるとする<sup>(91)</sup>。

なお適用可能な法令がなかった場合であっても、夫婦財産契約 (property

(89) Mich. Comp. Laws Ann. § 552.101 (West 1988)

(90) Minn. Stat. Ann. § 61A.12 (4) (West 1986).

(91) N. Y. Dom. Rel. Law § 177 (Mckinney 1988).

settlement agreement) または離婚判決がある場合には、保険金受取人を変更する権利に影響を及ぼし得る。ただしこのような契約または判決は、保険契約者が有効に当該契約を維持し、前配偶者または子を保険金受取人として維持するということを必要とする。

たとえば、この点につき次のような事例がある。保険契約者である X は自己の生命に関して、その妻 A を保険金受取人として指定して保険契約を締結していた。その二年後、保険契約者および保険金受取人 A は、保険契約者 X が彼の妻 A (当該保険契約の唯一の撤回不能な保険金受取人) を指名して合意した夫婦財産契約を実行し、保険契約者は A に保険証券を譲渡した。保険契約者と保険金受取人は、その後離婚した。離婚判決は、保険契約者が彼の妻 A を唯一の撤回不能な保険金受取人として指定することを維持し、保険契約者は当該保険契約に関して保険料を支払い続けるべきこととした。

そのとき、保険契約者は彼の財産の受益者になるということを主張した。彼は、B から保険料の支払のための金銭を借りていた。その後、彼と B は結婚した。また保険契約者は保険金受取人の指定を変更することを考え、彼の後妻 (B) を保険金受取人として指定した。彼は不当に当該証券を取得し、それを B に付与した。保険契約者が死亡した際に、前妻 A および後妻 B のいずれも当該保険契約に基づく給付金を請求した。保険者は、誰が正当にその給付金を受け取るべき資格を有するのかを決定することを求めて、裁判所に保険金を支払った。裁判所は、後妻に彼女が保険契約者に貸与した保険料の額を支払ったが、前妻は、保険金受取人としてエクイティ上の利害関係を有し、彼女の同意なしにそれを排除することはできないと判示した<sup>92</sup>。

保険契約者は、先妻がもはや保険契約者の援助を受ける資格を有しないという場合には、保険金受取人の変更権を回復することとなる。すなわち、こ

<sup>92</sup> Mutual Life Ins. Co. v. Franck, 50 P.2d 480 (Cal. Ct. App. 1935).



れは先妻が再婚をした場合である<sup>93)</sup>。裁判例の中には、成年者に達した未成年の子どもについても、もはや保険金受取人として維持する資格を有しないとされているものもある<sup>94)</sup>。

## (2) 夫婦共有財産

夫婦共有財産制度における配偶者は、他方の配偶者が共有財産から支出して購入した保険証券の保険金受取人である場合には、保険契約者たる配偶者は、その者の同意なくして保険金受取人の変更をすることができないと解されている<sup>95)</sup>。一方で、保険契約者たる配偶者は、保険金受取人たる配偶者の同意なくして変更をすることはできるが、保険金受取人である配偶者は保険給付金の一部を受け取る権利があると解すものもある<sup>96)</sup>。

## (3) 保険契約者の無能力

保険契約者が未成年者である場合には、撤回可能な形で指定された保険金受取人の指定を変更することができるが、その変更は当該未成年者により取消され得るものである<sup>97)</sup>。いくつかの州では、保険契約者が未成年者である場合には、特定の範囲の者を保険金受取人として指定することができる旨を規定する制定法により、当該契約者が保険金受取人を変更する能力を制限している<sup>98)</sup>。

他方で、保険契約者が成年者であっても、その者が保険金受取人を有効に変更することができる能力は、その者の加齢・障害・病気等または精神障害により問題が生ずる場合には、問題が生ずることがある<sup>99)</sup>。このような精神

<sup>93)</sup> Crawford, *supra* note (2),257.

<sup>94)</sup> Cooper v. Cooper ,314 P. 2d 1 (Cal. 1957).

<sup>95)</sup> Metropolitan Life Ins. Co. v. Skov, 51 F. Supp. 470 (D. Ore. 1943).

<sup>96)</sup> McBride v. Copeland, 59 N. W. 2d 70 (Mich. 1953).

<sup>97)</sup> Crawford, *supra* note (2),257.

<sup>98)</sup> Crawford, *supra* note (2),257; Greider/Beadles, *supra* note (2).357, 366.

<sup>99)</sup> Crawford, *supra* note (2),257; Greider/Beadles, *supra* note (2).357, 366.

無能力 (mentally incompetent) の保険契約者は、有効な保険金受取人の変更をする権限を有しないものと解されている<sup>(100)</sup>。保険金受取人を変更するための精神能力の基準は遺言能力の基準と同様である。すなわち、ある裁判所によれば、「保険金受取人の変更時における病気の者の精神能力を決定する際に適用されるべき基準は、彼の財産の範囲、その財産の分配方法、および分配する者であるのかを理解するに足る精神能力である」とされている<sup>(101)</sup>。したがって、保険金受取人を変更する際の保険契約者の精神能力に疑義がある者は、なされた変更、すなわち保険金受取人が明白に指定されていることを理由にその地位を失うことになる者からなされ、保険金受取人変更時に保険契約者が有効な保険金受取人変更をする能力を有していなかったことを立証しなければならないこととなる<sup>(102)</sup>。

### 第3款 保険契約上の権利に対する処分権

保険金受取人の権利取得の性質は、保険契約者のなす当該保険金受取人の指定の形式による。すなわち、保険金受取人の指定が、撤回可能か否かということである<sup>(103)</sup>。

このうち、撤回可能な保険金受取人の指定がなされている場合には、一般に保険事故発生時まで保険契約者にその意思表示によって保険金受取人を変更することが認められている。それに対して、撤回不可能な指定である場合には、指定された保険金受取人の同意がないかぎり、このような変更をすることは認められていない。この場合、保険契約者が望む場合にはいつでも、撤回可能な保険金受取人の権利を奪うことができるため、撤回可能な指定がなされている保険金受取人は、当該契約の保険給付金に単なる期待 (mere

<sup>(100)</sup> Crawford, *supra* note (2),257; Greider/Beadles, *supra* note (2).358, 366.

<sup>(101)</sup> Harris v. Copeland,59 N.W. 2d 70 (Mich. 1953).

<sup>(102)</sup> Crawford, *supra* note (2),257; Greider/Beadles, *supra* note (2).358-359, 366.

<sup>(103)</sup> Crawford, *supra* note (2),243.

expectancy) を有するに過ぎないと解されている<sup>(104)</sup>。したがって、撤回可能な指定がなされている保険金受取人は、被保険者の死亡時に保険給付金を受け取れることを期待することはできるが、その期待が実現するかどうかという保障がないということとなる<sup>(105)</sup>。さらに、保険契約者は、撤回可能な保険金受取人の指定である場合には、当該契約上の権利を行使するために、保険金受取人の同意を得る必要はない。しかし、被保険者の死亡時（保険事故発生時）に、死亡給付金に対する撤回可能な保険金受取人の権利は、単なる期待から確定的な権利となる。

保険契約の申込者または保険契約者は、撤回不可能な保険金受取人の指定をすることもできる。この場合撤回不可能な指定がなされている保険金受取人は、死亡給付金に対する確定的権利を直ちに有することとなり、保険契約者は、保険金受取人の同意なくしてこの確定権利を縮減または消滅させることはできない。たとえば、保険契約者は、保険証券貸付けまたは当該証券の担保的譲渡を撤回不可能な指定がなされている保険金受取人の同意なくしてすることはできないのである<sup>(106)</sup>。しかし、当該保険契約が被保険者の死亡時にもはや有効でない場合には、撤回不可能な保険金受取人の確定的権利は、その効力を失うこととなる<sup>(107)</sup>。その場合には、誰も保険契約上の給付につき権利を有しないこととなる。それに加えて、最近の保険証券では、保険金受取人が被保険者よりも先に死亡した場合には、指定の撤回が可能であるかどうかにかかわらず、保険金受取人のこうした権利取得を排除しているのが通例である。<sup>(108)</sup> 保険金受取人が被保険者よりも先に死亡した場合には、保険契約者は撤回を可能とするかどうかを含めて、新たに保険金受取人の指定をする権利を有するのが一般的である<sup>(109)</sup>。

<sup>(104)</sup> Crawford, supra note (2),244.

<sup>(105)</sup> Crawford, supra note (2),244.

<sup>(106)</sup> Crawford, supra note (2),244.

<sup>(107)</sup> Crawford, supra note (2),244.

<sup>(108)</sup> Crawford, supra note (2),244.

<sup>(109)</sup> Crawford, supra note (2),244.